

『道路関係要望書』への記入について

道路整備課・道路保全課に提出していただく『道路関係要望書』への記入の際は、次の点に御配慮いただきますようお願いいたします。

1. 『要望書』の提出は、一か所に対し1 要望書としてください。1 要望書にて、複数の箇所にわたる要望は、行わないでください。
※ 例外 側溝清掃、残土回収、融雪材配布、材料支給、路肩等の草刈り等は除く。
2. 『地区市民センター名』記入欄には、必ず地区市民センター名を記入していただき、**地区市民センターが内容を確認した意味を含めて、地区市民センター所長の捺印**をお願いします。
3. 『申請年月日』は、必ず記入願います。
4. 『申請者』の『自治会名』は、自治会長名簿に記載されている正式名を記入してください。『自治会長名』と『電話番号』もそれぞれ記入願います。
5. 『要望内容』における具体的な例は、次のとおりです。
道路新設……………現在、道としての機能はないが、その他に道路の新設を希望する場合。
道路改良……………現在、道としての機能を果たしているが、幅員の拡幅等を希望する場合。
[ただし、側溝の改良は別]
側溝新設……………既存道路に側溝がないため、側溝の新設を希望する場合。
側溝改良……………既存側溝の断面が小さかったり勾配不足による能力不足や道路用U型側溝またはL型側溝への改良を希望する場合。
橋梁新設……………橋梁の新設をする場合。
橋梁改良……………既存橋梁の拡幅や手すりの新設等を希望する場合。
未舗装道の舗装…現在、道としての機能を果たしているが、アスファルト舗装されていないため、アスファルト舗装を希望する場合。
材料支給……………自治会等にて、道に敷設する砕石や側溝清掃により発生する汚泥を入れる袋等の材料支給を希望する場合。
舗装修繕……………現在、アスファルト舗装がされているが、部分的にひび割れや穴あき、または舗装全体が老朽化しているため、舗装の修繕や再舗装を希望する場合。
側溝修繕……………既存側溝が破損したことによる現状復旧を希望する場合。
橋梁修繕……………既存橋梁の舗装や手すりが痛んでいるため修繕を希望する場合。
交差点改良……………道路の隅切り等を希望する場合。
歩道新設……………歩道幅員W=3.5m以上を希望する場合。
その他……………自治会等にて実施した側溝清掃により発生した汚泥の回収、路肩等の草刈りにより発生したゴミの回収、道路の緑化部分の草刈りや剪定など、他の選択肢に分類できないもの。
6. 『要望場所』は、町名だけで結構です。ただし、別添していただく位置図は、位置のわかる地図等を使用し、要望箇所が容易に確認できるように赤色にて明示し、現場写真を添付して、使用する用紙のサイズは、A4 サイズに統一して提出をお願いします。
7. 『延長等』は、おおよその要望延長で結構です。また、原材料支給の場合は、必要とする材料名を記入し、数量・希望日等についてはおおよそで結構です。
8. 『申請理由等』は、その地点の状況、環境がわかるように記入してください。
9. 要望内容によっては隣接地権者又は関係者の同意書の提出をお願いする場合があります。
10. 要望書については、その内容ごとに一つの1 要望書として、複数の内容にわたる要望は、行わないでください。
また、不明な点(受付担当課など)につきましては相談を事前にご確認ください。
今後、複数の内容にわたる要望は、出し直してもらいます。

※要望書への迅速な対応・処理のため、御理解、御協力をお願いいたします。【H29.1】